

令和2年 第12回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和2年12月25日(金)

令和2年 第12回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和2年12月25日(金)	開催場所	上里町コミュニティセンター多目的室		
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後2時30分		
議長	伊藤 裕	議事参与者	なし		
出席した事務局職員	事務局長：山下容二 事務局次長：戸矢信男 主任：長谷川美雪		書記	事務局主任 長谷川美雪	
委員出席状況					
席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	伊藤 裕	○	—	福田 幸雄	○
会長代理	吉澤 英彰	○	—	細井 登	○
1	岩田 保	○	—	松村 稔	○
2	金井 てる子	○	—	入 保夫	○
3	坂本 茂	○	—	生方 積	×
4	藤島 廣二	○	—	間々田 秀造	○
5	小林 雄一	○	—	坂本 正	○
6	戸矢 活夫	○	—	安原 和夫	○
7	蓮 博政	○	—	小谷野 房雄	○
8	尾崎 保幸	○	—	相川 和明	○
9	小林 加代子	○	—	木村 信雄	○
10	馬場 弘次	○	—	立石 満	○
11	杉山 登	○	—	菊地 宏利	○
12	塚本 房雄	○			

会議進行状況

<p>[開 会]</p>	<p>議 長</p>	<p>ただいまの出席委員は14名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和2年第12回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の 選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号9番 小林 加代子 委員 議席番号10番 馬場 弘次 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川 主任 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第40号 農地法第3条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長 事 務 局</p>	<p>日程第2 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から5番を提案いたします。 事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第3条の説明をさせていただきます。今月は5件になります。</p> <p>1番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△、645㎡、白地であり、地目は畑、譲受人の居住地から申請地までは約10m、権利内容は売買による所有権移転、譲受人の耕作面積は14,223㎡、うち自作が1,802㎡、借受地が12,421㎡でございます。従農者数は2人、機械に関してはトラクター1台、田植機1台、トラック1台等を所有し、作付品目は米、野菜とのことです。譲受人は56歳の専業農家であり、経営規模拡大の為申請となりました。</p> <p>2番ですが、譲受人 上里町〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 千葉県〇〇 △△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△、1,101㎡、青地であり、地目は畑、譲受人の居住地から申請地までは約50m、権利内容は売買による所有権移転、譲受人の耕作面積は9,190㎡、すべて借受でございます。従農者数は1人、機械に関してはトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有し、作付品目は米・麦、野菜とのことです。譲受人は64歳の専業農家であり、経営規模拡大の為申請となりました。</p>

		<p>3番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△ 外1筆、併せて3, 916㎡、青地であり、地目は畑、譲受人の居住地から申請地までは約2.8km、権利内容は売買による所有権移転、受人の耕作面積は191,621㎡、うち自作が181,621㎡、借受地が10,000㎡でございます。従業者数は8人、機械に関してはトラクター7台、耕運機3台、コンバイン2台、管理機10台、軽トラック6台を所有、作付品目は米、野菜とのことです。譲受人は24歳の兼業農家であり、経営規模拡大の為申請となりました。</p> <p>4番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△、1,137㎡、青地であり、地目は畑、譲受人の居住地から申請地までは約200m、権利内容は売買による所有権移転、譲受人の耕作面積は17,760㎡、全て自作でございます。従業者数は2人、機械に関してはトラクター2台、田植機1台、トラック1台等を所有し、作付品目は米とのことです。譲受人は67歳の専業農家であり、作業の効率化のため近くの農地を購入し経営規模維持の為申請となりました。</p> <p>5番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇 △△△ 〇〇 〇〇氏です。4番の譲受人と譲渡人が逆になります。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△、445㎡、青地です。地目は畑、譲受人の居住地からは約300m、権利内容は売買による所有権移転、譲受人の耕作面積は5,500㎡、すべて自作でございます。従業者数は2人、機械に関してはトラクター1台、管理機2台軽トラック1台所有し、作付品目は野菜とのことです。譲受人は70歳の兼業農家であり、作業の効率化のため仕事場の隣の農地を購入し、経営規模維持の為申請となりました。</p> <p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p> <p>1番について 福田 幸雄委員 問題ありません。</p> <p>2番について 安原 和夫委員 問題ありません。</p>
--	--	---

<p>日程第3 議案第41号 農地法第5条の規定による 許可申請について</p>	入 保夫委員	3番について 問題ありません。
	細井 登委員	4番・5番について 問題ありません。
	議 長	ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。
	議 長	質疑がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり許可と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。
	議 長	日程第3 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から4番を提案いたします。 事務局による説明を求めます。
	事 務 局	農地法第5条の説明をさせていただきます。今月は通常案件2件、一時転用2件になります。 1番ですが、譲受人 本庄市〇〇△△△の△ (株)〇〇 〇〇、譲渡人 上里町〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△の△ 866㎡、地目は畑、権利内容は所有権移転の売買、転用目的は2区画の宅地造成、譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第3種農地です。宅地に接続しています。申請地は住宅地に適しており、宅地造成後、整備された土地を購入希望者に販売するため申請するものです。 2番ですが、譲受人 群馬県伊勢崎市〇〇△の△の△ 〇〇〇〇(株)、譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△ 外1筆 併せて1,914㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は建売分譲住宅7棟、譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地

		<p>域内であり、第1種農地です。宅地に接続しています。申請地は住宅に囲まれ、大型商業施設にも近く、住宅需要が見込まれるため、申請するものです。</p> <p>3番ですが、賃貸人 上里町大字〇〇△の△の△ 〇〇〇〇、賃借人 本庄市〇〇△△△ (株)〇〇 〇〇です。土地の所在は大字〇〇△△△外7筆 合計17, 310㎡、地目は田、権利内容は1年間の賃貸借権設定、転用目的は表土置場・原石置場・搬出入路です。形態は継続、申請地は農業振興地域内の青字になります。砂利採取後の農地への復元、近隣への配慮等の条件を付けて進達予定です。</p> <p>4番ですが、賃貸人 上里町大字〇〇△の△の△ 〇〇〇〇、賃借人 本庄市〇〇△△△ (株)〇〇 〇〇です。土地の所在は大字〇〇△△△ 785㎡のうち142.45㎡になります。地目は畑、権利内容は1年間の賃貸借権設定、転用目的は搬出入路です。退避場になります。形態は継続、申請地は農業振興地域内の第1種農地になります。砂利採取後の農地への復元、近隣への配慮等の条件を付けて進達予定です。</p> <p>議 長 以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p> <p>相川 和明委員 1番について 問題ありません。</p> <p>坂本 茂 委員 2番について 問題ありません。</p> <p>会 長 3番・4番について 問題ありません。</p> <p>議 長 ありがとうございます。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。</p> <p>議 長 質疑がないようなので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～</p>
--	--	---

日程第4 議案第42号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり許可相当としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。
	議 長	日程第4 議案第42号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について、事務局による説明を求めます。
	事 務 局	農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)についてご説明させていただきます。 議案の7ページをお開き下さい。初めに基本的な考え方ですが、農業委員会法の一部の改正する法律が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては農地等の利用の最適化の推進が重要な業務として位置づけられました。同法第7条第1項に基づき、農地の最適化に取り組むべきための指針を平成29年11月に農業委員会で定めたところがございます。この指針は国の活力創造プランに合わせて、令和5年度を最終目標としてしております。農地利用最適化推進の3つの柱、遊休農地の解消、担い手への農地利用集積、新規参入の促進につきまして、目標数値を定め、適宜、検証見直しを行うものであります。今年度は委員改選の年度でございましたので、3つの推進項目につきまして見直しを行い、令和5年度までの目標数値を定めて、その目標に向けて農地利用の推進を図っていくこととなります。 次に、具体的な目標と推進方法についてです。 1、遊休農地の発生防止・解消については、まず解消目標を令和6年3月までに遊休農地の面積13haとし、遊休農地の割合1%を目標といたしました。目標設定の考え方ですが、こちらの数値は町の農業振興プロジェクトの遊休農地率目標と合わせ、1%を目標地として決めました。(2)遊休農地解消への具体的な取組方といたしましては、8月に実施していただいた農地パトロールにより判明した遊休農地の地権者や、新たに発生しそうな農地の地権者に利用意向の意見を聞いていただくなどして、遊休農地の発生防止を図っていただきます。 2、担い手への農地利用集積目標は令和6年3月 農地利用集積面積 855ha 集積率70.0%です。目標設定につきましては、上里町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の農地利用の集積に関する目標が70%でありますことからこの数値を目標数値といたしました。

		<p>こちらは担い手の耕作面積です。</p> <p>3、新規参入の促進です。令和6年3月の目標経営体は14経営体になります。目標設定の考え方ですが直近3年間の新規参入者数の年平均2経営体踏まえて最終目標を14経営体と設定いたしました。</p> <p>具体的な取組としましては農協などと連携をし、新規就農の情報を共有し、就農相談を実施しながら、新規就農者の促進を図っていきます。</p> <p>この目標はあくまでも努力目標でありますので、必ず達成しなくてはいけないというものではありません。皆様の承認をいただきたくお願いいたします。</p>
	議長	ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。
	木村 信雄委員	目標がとても高いように思えます。努力目標とは言え、どのようにやったらよいのでしょうか。
	事務局	遊休農地に関しては今年皆様にパトロールをしていただいた数値が21haでした。昨年度は23haでしたので、2ヘクタール減っています。このペースでやっていただきたいと思います。
	坂本 茂 委員	理想はわかりますが、1%でも70%でも良いですが、上里町の農業振興プロジェクトでなぜ遊休農地率が1%なのか。上里町農業経営基盤の強化の促進に関する目標が70%なのか。可能性があるからなのでしょうが、それがわかれば本当に大丈夫だと理解しやすいかなと思います。
	会長	上里町は平たん地が多いので、今時点で遊休農地になっている農地も、地主さんが了解すれば、わりと比較的早く解消するのではないのでしょうか。それから集積ですが現在、長幡地区で集積事業をやっていますが、この辺では美里町が先端的にやって、我々も見学に行ったことがあるのですが、農家の方が土地を手放さないとこまるのですが、中間管理機構へ土地をかして、中間管理機構へまかせて、うまく機能していけば比較的是やく進んでいくと思います。
	木村 信雄委員	具体的に、地権者にどのように説得していくのか、どういう地主さんが説得に応じるのかがわからないと1%

		にはならないのではないか
会	長	農家の方も自動的に歳をとり、基本的には地主を説得するのではなく、地主さんがどこか貸さないと困るとい状況にだんだんなってくると思います。時間はかかりますが集積が進んでくるのではないか。中間管理機構ができて誠に良かったと思っております。
事	務	局
		遊休農地のご質問ですが、昨年のパトロールでは23haありまして、今年皆さんがパトロールをしていただき21haでしたので、約2ha減少しております。 それに、来年度からは皆さんがパトロールにて黄色の色塗りしていただきました木が生えております荒廃農地を借り受けて、木を伐採していただいて、耕作できる状況にして、耕作いただいた認定農業者等に補助金を出せるように予算を要求しているところです。
菊地	宏利委員	先ほど会長のお話があった中間管理機構の件ですが、こちらから貸して、向こうが借り手をさがしてくれる制度と思っておりましたが、どうも違うようです。借り手がいないと引き受けてくれないようです。中間管理機構では借り手を探してくれないようです。私も先日1件困ったことがあったので、そのところは、借り手が不足しているので、貸す人がいなくなるのではないのでしょうか。現実には借り手がいないとダメらしいです。中間管理機構も理想を言っているのですが、それを言ったら貸し手がいなくなっちゃう。借り手はいないのですから。
会	長	菊地さんの言うとおりの、中間管理機構の方も借り手がいらないようなところは受けられない。土地改良をしていないところは借りられないとかあると承知しています。
菊地	宏利委員	中間管理機構も理想と裏は違うんですよ。そうすれば、相談したところ、それでは、中間管理機構に貸せない。この前はどうにか見つかったからよかったです。
会	長	菊地さんのおっしゃる通り、農業委員の皆さんには努力していただいております。

	藤島 廣二委員	全体として問題はないのですが、我々は委員として何をしたらよいのか。我々がやって目標に近づけるのか。それをするために委員はどのように動けば近づけるのか。示して欲しい。
	山下 局長	今回新年度予算で先ほど事務局が言ったように、上里町は平成29年から遊休農地が右肩上がりです。令和6年には近い数字に近づけると思います。それに拍車をかけるように中核的担い手農家に農地パトロールの実績に応じて、実施調査の内容とリンクさせて加算をする仕組みを考えております。具体的なやり方等につきましては、まだ詳細は話せませんが、ご提示していきたいと思っております。大きく改善できれば良いなと思っております。
	坂本 茂 委員	<p>これの1番から3番は一体だと思います。そのため、遊休農地はだんだん増えていきます。農家が減っているのだから。これを減らすためには集積が必要なんです。そのためにはこれの外にデータが必要なんです。わからないのは、今上里町には1221haあるわけなんです。</p> <p>上里町に認定農業者が何人いて、法人が何人いて、認定ではないけど農業者が何人いてということです。そうすると認定農業者で割ると1人当たり1haになるのか10haになるのか。あまり担い手が多いと農地が足らなくなりますので、適性が何人なのか。受け手がいなければ遊休農地が増えていき、集積も目標が達成できないわけなんです。その辺の適正な担い手をどのくらいかとか、この基本データを示していただけないと私たちは理解ができないのです。その辺の基本的な考え方を教えていただけないでしょうか。</p>
	山下 局長	<p>おっしゃる通りで、農家は年々減ってきている状況が農業新聞等でも言われています。上里町でも同様です。しかし認定農業者は126人と増えております。新規就農も農業大学校等ころざしをさせていただいている方もいらっしゃいます。国の補助金をもらいながら令和元年は6の方が対象で受けております。</p> <p>後は、おっしゃる通りで、遊休農地については、そこを耕うん出来るだけの農機具をもっているか、ですとか、農業法人により大御堂の方で解消がありました。タイミングもあると思います。また、一般の農家の方で遊休農地の解消のために割り振られてもうまくいくわけではないので、まずは4月にデータなども出させていただいて、状況を説明させていただければなと考えております。一步一步、農業委員、推進委員さんにもご相談差し上げながら中核的担い手農家へのインセンティブも示させていただきながら、それならや</p>

		っていただけるという方を皆さんで見つけていきたいと思います。
	相川 和明委員	農地利用集積面積を平たく説明していただいてよろしいですか。調べたのですが、ある特定の農業経営が農地を所有、借入等利用している面積とあったのですが、意味が分からなかったです。
	事務局	こちらの2番の担い手への集積面積とありますのは、町の農政の方で集めている面積になりまして、利用権ですとか、中間管理事業で借りている面積だけではなく、自作も含めていて、認定農業者や新規就農者が耕作しているすべての面積になります。
	相川 和明委員	借りて作っているという事ですか。
	事務局	認定農業者等の担い手が、利用権を出していなくても、自分の土地を耕作している場合の面積も含めた面積になります。
	山下 局長	145人の担い手に集約された面積になります。自作を含めた面積です。
	議長	他に質疑はございませんか。
	議長	質疑がないようなので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議長	ご異議なしと認め、提案どおり承認したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議長	挙手全員でありますので、提案どおり承認することに決定いたします。
[閉 会]	会長代理	日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。これもちまして、本日の定例会を閉会いたします。

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和2年12月25日

議 長

印

(小林 加代子 委員)

署 名 人

印

(馬場 弘次 委員)

署 名 人

印